

水産関係民間団体事業補助金交付要綱

平成 10 年 4 月 8 日 付け 10 水漁第 945 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
最終改正 平成 31 年 2 月 7 日 付け 30 水港第 2270 号

(通則)

第 1 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日 付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。ただし、漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産業競争力強化緊急事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、全国共済水産業協同組合連合会、一般財団法人日本鯨類研究所、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、太平洋小型さけ・ます漁業協会、資源量推定等高精度化推進事業共同実施機関、国際水産資源変動メカニズム等解析事業共同研究機関、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団、公益財団法人沖縄県漁業振興基金、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、公益財団法人水産物安定供給推進機構、一般社団法人漁業信用基金中央会、漁業信用基金協会、一般社団法人全国漁業無線協会、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）及び水産庁長官が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う別表 1 に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表 1 に掲げるところによる。

(流用の禁止)

第 3 別表 2 の区分の欄に掲げる補助金を相互に流用してはならない。

2 漁協経営基盤強化促進事業費にあつては、別表 1 の経費の欄に掲げるアからウまでの経費からエの経費、アの経費からイ及びウの経費並びにイ及びウの経費からアの経費への流用をしてはならない。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第13 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要と認められる金額については、水産庁長官が別に定める概算払請求書により概算払をすることができる。

(基金の支払)

第 14 補助事業者は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金（以下「基金」という。）の支払を受けようとするときは、別記様式第 5 号による支払請求書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（漁業人材育成総合支援事業にあつては、翌年度の 4 月以降に国が補助事業者に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 6 月 30 日）までに、実績報告書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

2 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

第 16 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、10 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 8 号による基金造成完了報告書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 大臣は、第 15 第 1 項又は第 16 の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 民間団体等は、実施要領第 8 の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第 9 号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

(特許権等の取得報告等)

第 18 補助事業者は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第 10 号の特許権等出願届出書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 11 号の特許権等取得届出書正副 2 部を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

第 19 大臣は、第 9 第 1 項第 3 号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項 (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 21 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認による処分については、第 20 第 2 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 22 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別様式第 12 号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第 23 交付決定額の下限は、3,500 万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 24 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第 4 から第 22 まで（第 14 及び第 16 を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金の基本的事項の公表)

第 25 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第26 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、貸付け等を行う基金事業にあつては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第27 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

第28 補助事業者は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

第29 基金は、実施要領の別表に掲げる各基金事業の事業内容以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第30 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第31 補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第4から第22まで（第14及び第16を除く。）及び第29の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第32 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金に関する基準に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和38年5月14日付け38水漁第3245号農林事務次官依命通知）
- (2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和48年8月17日付け48水研第110号農林事務次官依命通知）
- (3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
- (4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林事務次官依命通知）
- (5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和60年9月5日付け60水研第1108号農林事務次官依命通知）
- (6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和61年4月24日付け61水研第1302号農林事務次官依命通知）
- (7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成2年6月7日付け2水研第1193号農林事務次官依命通知）
- (8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成4年4月9日付け4水研第1255号農林事務次官依命通知）
- (9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水研第1855号農林事務次官依命通知）
- (10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水研第3号農林事務次官依命通知）
- (11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成6年6月23日付け6水研第1027号農林事務次官依命通知）
- (12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成6年7月13日付け6水研第199号農林事務次官依命通知）
- (13) 水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成8年5月10日付け8水研第638号農林事務次官依命通知）

(14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和47年7月31日付け47水港第543号農林水産事務次官依命通知）

- 2 平成9年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第4号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第284号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領（平成8年5月10日付け8水港第639号農林水産事務次官依命通知）に基づく水産物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性化総合対策事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第1023号農林水産事務次官依命通知）に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第1022号農林水産事務次官依命通知）に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水港第111号農林水産事務次官依命通知）に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の（2）の5の（3）に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の（2）の5の（3）に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の（1）のイの（オ）に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の（1）のオの（イ）に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19水港第2694号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21水港第483号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱（平成21年3月27日付け20水港第2659号農林水産事務次官依命通知）
 - （4）魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13水港第2806号農林水産事務次官依命通知）

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第191号）

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16水港第2542号農林水産事務次官依命通知）

(2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知)

(3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知)

3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成26年2月6日付け25水港第2653号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日付け25水港第3060号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱(平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月3日付け26水港第2786号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則(平成27年2月3日付け26水港第3237号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 3 この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則(平成27年4月9日付け26水港第4029号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則(平成27年9月28日付け27水港第2061号)

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日付け27水港第2616号)

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日付け27水港第3192号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 4 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則(平成28年10月11日付け28水港第2193号)

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成29年3月28日付け28水港第3255号)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

3

この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第 8 及び第 25 から第 31 までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 水港第 2486 号）

この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 水港第 3091 号）

1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成 29 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2270 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

別表 1 (第2、第3、第10の関係)

分 類	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1. 漁業構造改革対策	1. 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業費 (1) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 ア 省力化技術導入実証事業費 民間団体等が水産業の省力化を図る新技術の実証試験の実施に要する次に掲げる経費 (ア) 技術導入費 漁業現場における省力化技術設備等の導入に要する経費 (イ) 実証試験・データ整理費 導入した設備等を一定期間操業や作業に使用し、実証試験を行うとともに実証試験で得られたデータの収集、内容解析・取りまとめ及び報告に要する経費	1 / 2 以内 定 額	1. 経費の欄に掲げる(ア)の経費から(イ)の経費への増 2. 経費の欄に掲げる(イ)の経費から(ア)の経費への30%を超える増	
	イ 小型漁船安全対策技術推進事業費 民間団体等が小型船舶の安全性向上を図る新技術の実証試験の実施に要する次に掲げる経費 (ア) 技術導入費 安全性向上に有効な設備等の導入及び改良に要する経費 (イ) 実証試験・データ整理費 導入した設備等により実証試験を行うとともに、実証試験で得られたデータの収集、内容解析・取りまとめ及び報告に要する経費	定 額		
	ウ 実証技術分析普及事業費 民間団体等が水産業の省力化及び安全性向上に資する新技術の実証試験の結果の分析、新技術の評価及び新技術の普及に要する経費	定 額		
	2. 漁場機能維持管理事業費のうち北方海域出漁者経営安定支援事業費 民間団体等が行う漁業者の北方地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するために要する経費及び関係者を参集した事業説明会の開催等を行うために要する経費	定 額		
2. 国際漁業・捕鯨対策	1. 国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業費 (1) 漁業操業・漁業政策等の調査費 我が国周辺諸国等(韓国、中国及び台湾をいう。以下同じ。)との漁業交渉を有利に進めるため、民間団体等が我が国周辺諸国等の漁業実態や法制度等の情報収集・分析等を行うために必要な経費 (2) 政府間協定等に基づく民間協議費 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域(以下「関係水域」という。)における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、事故・紛争の早期解決や未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成や事故の未然防止に関する指導を行うために必要な経費 (3) 主要国・RFMO等に関する情報収集・分析費 米国、EU等の主要国の漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関(RFMO)において又は関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業者団体の動向等について把握するための情報収集・分析及び漁業関係者へのこれらに関する情報提供を行うために必要な経費 (4) 国際会議等における情報発信費 水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、IUU(違法・無報告・無規制)漁業問題等に対する共通の立場を醸成するため、国際会議等において、各国漁業者やNGO等に情報発信及び働きかけを行うために必要な経費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費並びに(3)及び(4)の経費の相互間における経費の増減	
	2. さけ・ます漁業協力事業費 (1) 日ロ漁業協力資金の造成に要する経費 (2) 日ロ漁業協力事業の実施に必要な経費	3 / 4 以内 定 額	補助金の額の変更	
	3. 鯨類捕獲調査円滑化等事業費 (1) 鯨類捕獲調査円滑化事業費 商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため南極海及び北西太平洋において行われる	定 額	1. 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の	(1)の事業に使用する船舶の変更又は日数の1月を超える減

	鯨類捕獲調査に対し、反捕鯨団体による妨害行為が年々過激化する現状を踏まえ、特に安全かつ確実な調査を担保するための妨害予防対策を実施するとともに、国際司法裁判所の判決に対応した新たな調査計画の下で行われる非致命的調査の実行可能性の検証に必要な調査船の運航や新たな調査項目の実施に必要な経費、国内外の研究機関等との連携強化、調査結果や鯨関連文化等の情報発信等を実施するのに要する次に掲げる経費 ア 船舶運航等経費 反捕鯨団体による妨害行為の予防や非致命的調査を実施するための多目的船の派遣及び新たな調査項目を実施するために必要な資機材の調達等に要する経費 イ 情報収集・発信等経費 国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果や鯨関連文化等に関する出版物の作成や広報活動等に要する経費 (2) 鯨類科学調査実施体制調査事業費 国際捕鯨委員会で、平成 30 年 9 月の総会までに行われる「IWCの今後の道筋」に関する議論の帰すうを見据えながら、我が国の目指すべき商業捕鯨の姿の検討を行い、その中で、老朽化している調査母船「日新丸」の代船のコンセプト（船の規模、性能、用途等）の選択肢を検討するために必要な経費 (3) 鯨類資源等持続的利用国際推進事業費 南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催や諸外国への専門家の派遣等を行うために必要な経費 (4) 持続的利用体制確立事業費 鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に関する考え方を浸透させるため、鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するアドバイザーの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催するために必要な経費	定 額	増減	少
	4. 日本沿岸域鯨類調査事業費 鯨類の捕食が漁業資源に与える影響等を把握するため、我が国沿岸域で鯨類に関する調査（非致命的調査を含む。）を実施するのに要する次に掲げる経費 (1) 用船経費 調査の実施に必要な船舶の運航に係る経費 (2) 調査経費 調査の実施に必要な分析等の経費	1 / 2 以内 定 額	2. 経費の欄に掲げる（1）の経費から（2）の経費への増 1. 経費の欄に掲げる（1）の経費から（2）の経費への増 2. 経費の欄に掲げる（1）及び（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30% を超える増減	（1）事業に使用する船舶の変更 （2）調査日数の 1 月を超える減少事業内容の新設又は廃止
3. 資源管理・外国漁船対策等	1. 我が国周辺水産資源調査・評価推進事業費 (1) 資源量推定等高精度化推進事業費 資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム解明等を行うのに要する経費 (2) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業費 人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行うのに要する経費 2. 国際水産資源調査・評価推進事業費 国際水産資源変動メカニズム等解析事業費 国際漁業資源の資源評価の精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を行うのに要する次に掲げる経費 (1) 国際水産資源変動メカニズム等解析事業費 カツオ・マグロ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を行うのに要する経費 (2) さけ・ます類分布回遊動向調査事業費 さけ・ます類の資源評価精度向上に資する調査研	定 額 1 / 2 以内 定 額	経費の欄に掲げる（2）の経費から（1）の経費への増 経費の欄に掲げる（1）及び（2）の経費の相互間における経費の増減	

緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した駆除、駆除した外来魚の回収、処理等に要する経費 ウ 生態系の保全に係る実践活動費 内水面生態系の保全に係る実践活動を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 (ア) 実践活動等啓発普及費 都市との交流を通じた内水面生態系の復元・保全について理解と協力を促進するための啓発普及活動に要する経費 (イ) 実践活動推進費 魚道や天然産卵床等の機能維持といった広域的な生育環境改善の取組などの実践活動に要する経費	1 / 2 以内		
(2) 鰻供給安定化事業費 民間団体等が鰻供給安定化事業を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 ア 民間活動推進支援事業費 日本と中国、台湾、韓国等との生産者間での鰻の資源管理に関する民間協議の開催等に要する経費 (ア) 持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議に係る事業費 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議及び日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等に要する経費 (イ) (ア) 以外の民間活動推進支援事業費 (ア) 以外の民間協議等の開催等に要する経費 イ 鰻生息環境改善支援事業費 鰻の生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組に要する経費	3 / 4 以内 1 / 2 以内 定 額	1. 経費の欄に掲げるア (ア) の経費からア (イ) の経費への 30% を超える増 2. 経費の欄に掲げるア (イ) の経費からア (ア) の経費への増 3. 経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への増	
2. 栽培漁業総合推進事業費 (1) 広域種の放流効果・資源造成効果実証事業費 複数県にまたがって移動し、関係県や漁業者の費用調整が難しい広域種において、県域を越えた種苗生産の分担による適地放流等により効率的かつ安定的な資源造成を実現する効率的な資源造成型栽培漁業の確立に要する次に掲げる経費 ア 資源造成事業費 資源の減少が著しく早急に資源回復が必要なトラフグ等について、資源管理と連携した適地放流により、効果的な資源造成を実証するために要する経費及び関係県や関係機関等で組織された海域栽培漁業推進協議会において策定された効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）に基づく、種苗生産の拠点化、県域を越えた適地放流等により、効率的かつ効果的な資源造成を実証するために要する経費 イ 資源造成推進事業費 アの事業の推進に必要な、関係県間の調整に要する経費、放流適地、共同生産体制、費用負担等の検討に要する経費、放流効果の調査及び遺伝子による親子判別技術を用いた、トラフグ等の広域種の種苗放流による再生産への寄与の検証に要する経費 (2) 環境変化に対応した種苗生産及び放流効果実証事業費 海水温上昇等の環境変化に対応した種苗生産・放流手法の改良に要する経費	1 / 2 以内 定 額 1 / 2 以内	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(1)のイの経費からアの経費への 30% を超える増 3. 経費の欄に掲げる(1)のアの経費からイの経費への増	
3. さけ・ます種苗放流手法改良調査事業費 民間団体等がさけ・ます種苗放流手法改良調査事業を行うのに要する次に掲げる経費 (1) 放流手法改良調査費 各地域に適したより効果的な放流手法を検討するためのさけ・ます種苗の試験放流及び放流環境の調査等に要する次のア及びイに掲げる経費 ア 種苗購入費 イ ア以外の経費 (2) 放流手法検討協議会費 効果的に放流手法を改良するとともに広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流手法検討協議会の開催に要する経費 (3) 高品質親魚回帰効果調査費 高品質なサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流地域を特定する調査等に要する経費	1 / 2 以内 定 額 定 額 定 額	1. 経費の欄に掲げる(1)のアの経費からそれ以外の経費への増 2. 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の 30% を超える増減	
4. 二枚貝資源緊急増殖対策事業費	1 / 2 以内		

二枚貝増殖実証事業費 垂下式養殖の手法を使用し、潮流、飼料環境について検討する等、効果的・効率的な二枚貝の増殖手法を実証する取組に要する経費			
5. 真珠養殖業等連携強化・成長展開事業費 (1) 連携強化推進事業費 真珠産業連携強化協議会及び関係部会（以下5において「協議会等」という。）の設置及び開催に要する経費並びに行動計画策定の透明性を図るための外部有識者の参加及び協議会等の効率的かつ的確な運営のための専門家の派遣に要する経費 (2) 行動計画策定・評価事業 協議会等が行動計画を検討するために必要となる資料の収集・分析を行うとともに、そのデータベース化・情報共有を行うために要する経費 (3) 次世代中核的人材支援事業 協議会等が認定した真珠養殖業等の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費	定 額	1. 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
6. 戦略的魚類養殖推進事業費 養殖飼料供給調達適合事業費 (1) 養殖飼料関係者連絡協議会運営事業費 養殖飼料の供給、調達に関する業者等を構成員とする協議会の設置及び運営に要する経費並びにその他作業会議の開催に要する経費。また、協議会による「養殖飼料供給・調達の最適化のための指針」（以下6において「指針」という。）の作成並びに指針内容の実現の可能性及び効果等を評価するための外部有識者等の派遣に要する経費 (2) 養殖飼料供給・調達情報調査分析事業費 協議会が指針を作成するために必要な全国の養殖飼料（配合飼料及び生餌）の調達に関する事例の収集及び分析並びにその他養殖飼料の流通に関する調査に要する経費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
7. 漁場環境改善推進事業費 (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発費 ア 漁場生産力低下の原因解明費 栄養塩の低下により、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生するおそれのあるノリ等の海藻養殖場がある海域における、漁場生産力低下の原因解明と漁場改善技術の開発を行うのに要する経費 イ 実証試験費 アで開発した漁場改善技術手法を用いて、効果的な栄養塩供給手法の実証試験を行うのに要する経費 (2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発費 ア 設計、試作組立、性能試験費 水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素等を連続観測できる装置及び広域の水質データを効率的に収集・公表できるシステムの設計、試作組立、性能試験等を行うのに要する経費 イ 実証試験費 赤潮・貧酸素水塊が頻繁に発生している海域において、アで製作した連続観測装置等の実証試験を行うのに要する経費 (3) 漁業系海洋プラスチックごみ削減対策費 漁業・養殖用プラスチック資材の使用・廃棄等の実態調査に要する経費、使用量削減方策や環境に配慮した素材への転換等の検討に要する経費並びに既存の技術及び新たな成果を用いた削減方策について漁業者を含めた地域での意見交換等を行い漁業者への普及に要する経費	定 額	1. 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(1)のイ及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減 3. 経費の欄に掲げる(2)のイ及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
8. 漁場油濁被害対策費 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が漁場油濁被害対策を行うのに要する次に掲げる経費 (1) 防除・清掃事業費 (2) 審査認定事業費 (3) 油濁被害防止対策事業費	定 額	1. 経費の欄に掲げる(1)の経費と(1)の経費以外の経費の相互間における増減 2. 経費の欄に掲げる(2)及び(3)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	

	9. 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (1) 大型クラゲ国際共同調査事業費 民間団体等が日中韓の国際的枠組みの下での、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等の実施及び日中韓科学者会議の開催等に要する経費	定 額		
	(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 ア 有害生物調査及び情報提供事業費 民間団体等が有害生物調査及び情報提供事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会費 民間団体等が有害生物漁業被害防止検討委員会を行うのに要する経費 (イ) 有害生物生態把握調査費 民間団体等が有害生物生態把握調査を行うのに要する経費 (ウ) 有害生物回遊経路調査費 民間団体等が、トドの回遊動向等の調査を行うのに要する経費 (エ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費 民間団体等が有害生物出現情報収集・解析及び情報提供を行うのに要する経費 イ 有害生物被害軽減技術開発事業費 民間団体等が有害生物被害軽減技術開発事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) トド追い払い等効果検証費 民間団体等がトド追い払い等効果検証を行うのに要する経費 (イ) トド漁業被害防止技術開発費 民間団体等がトド漁業被害防止技術開発を行うのに要する経費 (ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催費 民間団体等がトド漁業被害軽減対策検討会を行うのに要する経費 (エ) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築費 民間団体等がザラボヤ被害防止ネットワークの構築を行うのに要する経費 ウ 有害生物被害軽減対策事業費 民間団体等が有害生物被害軽減対策事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物駆除費 民間団体等が有害生物の駆除を行うのに要する経費 a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 b a 以外の経費 (イ) 有害生物陸上処理費 民間団体等が駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の陸上処理を行うのに要する経費（陸上処理機材導入に要するものを除く。） (ウ) 改良漁具の導入費 民間団体等が改良漁具の導入促進を行うのに要する経費 a 改良漁具の購入に要する経費 b a 以外の経費 エ 有害生物利活用促進事業費 民間団体等が、有害生物利活用促進事業の実施又は助成を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 有害生物利活用促進検討委員会の開催費 民間団体等が、有害生物利活用促進検討委員会を行うのに要する経費 (イ) 有害生物利活用促進費 民間団体等が、有害生物の利活用に関する技術開発を行うのに要する経費	定 額 定 額 1 / 2 以内 定 額 定 額 1 / 2 以内 定 額 定 額	経費の欄に掲げるウの（ア）の a 及び（ウ）の a の経費からそれ以外の経費への増	
5. 担い手・漁村振興対策	1. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (1) 漁業人材育成総合支援事業費 ア 次世代人材投資（準備型）事業費 (ア) 次世代人材投資（準備型）事業費 民間団体等が、次世代人材投資（準備型）資金の交付を行うのに要する経費 (イ) 事業推進事業費 民間団体等が、次世代人材投資（準備型）資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費 イ 新規漁業就業者確保事業費	定 額	1. 経費の欄に掲げるア及びイの経費とウの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げるウの（ア）及び（イ）の経費の相互間における経費	

(ア) 漁業就業促進情報提供事業費 民間団体等が、漁業就業促進情報提供事業を行うのに要する経費 (イ) 長期研修支援事業費 民間団体等が、長期研修支援事業を行うのに要する経費 (ウ) 経営・技術向上支援事業費 民間団体等が、経営・技術向上支援事業を行うのに要する経費 ウ 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業費 (ア) 海技士養成コース受講生募集等事業費 新たな4級海技士養成のための履修コースの受講生を確保するために要する経費 (イ) 海技士養成のための実習計画、指導マニュアル策定事業費 4級海技士免許の取得に必要な乗船実習及び免許講習に係る実習計画並びに指導マニュアルの策定に要する経費		費の増	
(2) 漁業労働安全確保総合支援事業費 ア 漁船安全対策推進事業費 (ア) 漁業労働災害調査及び労災保険加入促進事業費 民間団体等が漁業労働災害調査及び労災保険加入促進事業を行うのに要する経費 (イ) 安全推進員養成講習会事業費 民間団体等が安全推進員養成講習会事業を行うのに要する経費 (ウ) 安全責任者養成講習会事業費 民間団体等が安全責任者養成講習会事業を行うのに要する経費 イ 遊漁安全対策推進事業費 民間団体等が行う遊漁船業者等への安全講習会の開催並びに遊漁者に対し各種イベント等において遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等の指導並びに遊漁船事故等における現地の実態を調査し、その要因についての分析及び検討委員会の開催を行うために要する経費	定 額	1. 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げるアの(ア)から(ウ)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
(3) 福祉対策事業費 ア 漁村地域生活・福祉推進事業費 全国共済水産業協同組合連合会(以下「共水連」という。)が漁業者の福祉向上を図るため、ライフプランナーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行うのに要する経費 イ 漁業者老齢福祉共済事業費 (ア) 運営指導事務費 共水連が漁業者老齢福祉共済事業の運営及び指導を行うのに要する経費 (イ) 業務推進費 漁業協同組合等が漁業者老齢福祉共済事業に係る推進普及、契約保全及び加入事務を行うのに要する経費	定 額	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
2. 浜と企業の連携円滑化事業費 漁業・異業種連携促進事業費 民間団体等が、漁場利用の高度化、漁場の有効利用及び企業の参入による浜の活性化等を図るため、漁村地域における企業誘致等の要望及び漁業への参入を希望する企業等に関する情報の収集並びに漁村地域と参入希望企業等のマッチング支援に要する次に掲げる経費 (1) 連携ビジネス情報提供事業費 漁村地域と企業との連携及び企業の漁業への参入がスムーズに行われるよう、漁村地域における企業誘致等の要望、漁業への参入を希望する企業等に関する情報の収集・整理に要する経費 (2) マッチング支援事業費 企業の参入を希望する漁村地域と漁業への参入を希望する企業等とのマッチング支援に要する経費 (3) マッチング相談会等の開催費 マッチングに関する相談会の開催及びマッチング事例に関する情報提供等に要する経費	定 額		
3. 浜の活力再生プラン推進事業費 漁村女性活躍推進事業費 (1) 漁村女性能力発展・実践活動促進支援事業費 民間団体等が行う漁村女性の経営能力の向上や漁村女性が中心となって取り組む地域の実践活動	定 額※	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	

	に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等に要する経費 (2) 女性活躍のための実践活動支援事業費 水産庁長官が適当と認める漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が行う特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動に要する経費	※ 1 / 2 以内		
6. 漁港・漁場整備対策				
7. 加工・流通対策	1. 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業費 (1) 水産加工・流通構造改善促進事業費 ア 水産加工・流通構造改善指導事業費 (ア) 指導員による現地指導費 国産水産物の流通促進、消費拡大に取り組もうとする漁業者・流通業者・加工業者等又はこれらの団体（以下「加工業者等」という。）に対し、適時に的確なアドバイス等を行うために要する経費 (イ) 水産加工・流通事業者向けセミナー等開催費 加工業者等に向けて、販路開拓や生産性向上等に資する、消費者ニーズや流通・加工技術等に関する知識・技術の普及及び原料生産者と加工業者、加工業者と小売事業者等とのマッチング等を行うためのセミナー等を実施するために要する経費 イ 水産加工・流通構造改善取組支援事業費 アの（ア）による指導を受けた加工業者等が行う国産水産物の流通を促進する新規性・先進性のある取組又は国産加工原料の確保等の課題に連携して対処する取組を行うために要する経費 ウ 審査・調査費 イに係る課題提案書の募集、受付、審査、交付事務その他のイの事業の運営に要する経費並びにイの取組についての審査、事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等に要する経費 (2) 魚食普及推進事業費 ア 新商品展示・発表会開催費 一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報を発信する全国規模の展示・発表会を実施するために要する経費 イ 小売・外食事業者向け研修会等開催費 量販店・外食店等の流通事業者向けに、水産物の知識や取扱方法等を伝え、国産水産物の取扱いを増やすための広域的な研修会等を実施するために要する経費 ウ 魚食普及セミナー等開催費 地方自治体や民間でお魚学習会等に取り組む者に対する科学的知見や取組に係るノウハウの提供、学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するノウハウの提供等、魚食普及のためのセミナー等を広域的な観点から実施するために要する経費	定 額 1 / 2 以内 定 額 定 額	1. 経費の欄に掲げる（1）のア、ウの経費の合計と（2）の経費の相互間における経費の 30% を超える増減 2. 経費の欄に掲げる（1）のイの経費からそれ以外の経費への増	
	(3) 特定水産物供給平準化事業費 ア 特定水産物供給平準化事業費 漁業者団体等が水揚げ集中時に水産物を買取り、一定期間保管した後に漁期外に放出する取組（以下「調整保管」という。）に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成するために要する経費 イ 附帯事務費 漁業者団体等が実施する調整保管に対する助成、買取資金等の貸付け、調整保管の実施により生じた損失に係る貸付資金の貸付け及び補填金の交付等を実施するために必要な附帯事務を行うために要する経費	定 額 定 額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	3. 水産物輸出倍増環境整備対策事業費 (1) HACCP 認定加速化支援事業費 ア HACCP 研修等開催費 HACCP の導入に必要な一般的衛生管理の徹底や HACCP 認定の取得等のための研修等の開催に要する経費 イ 品質・衛生管理専門家現地指導費 水産加工・流通施設に品質・衛生管理の専門家を	定 額 1 / 2 以内	経費の欄に掲げるイ及びウの経費からアの経費への増	

派遣し、E U向けH A C C P 認定に係る事前審査を行う。また、H A C C P の導入に必要な一般的衛生管理の徹底やH A C C P 認定の取得等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導の実施に要する経費	1 / 2 以内		
ウ 品質・衛生管理の指導を行う専門家教育成費 水産加工・流通施設におけるH A C C P の導入に必要な一般的衛生管理の徹底やH A C C P 認定の取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等の実施に要する経費	1 / 2 以内		
(2) 生産海域等モニタリング体制整備事業費 ア 生産海域モニタリング業務費 輸出先国の求める二枚貝生産海域でのプランクトン検査及び貝毒検査等の実施に要する経費 イ 残留動物用医薬品等モニタリング検査費 輸出先国の求める養殖魚の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援の実施に要する経費	1 / 2 以内		
(3) トレーサビリティ導入実証事業費 ア トレーサビリティ導入検討会費 ガイドライン等を踏まえたトレーサビリティの導入・普及に向けた実証のための具体的な取組内容についての検討・整理等に要する経費 イ ソフトウェア開発・導入費 実証事業の取組に必要な情報の入出力、伝達、追跡等に対応できるよう、ソフトウェアの開発・導入等に要する経費 ウ システム整備費 輸出する水産物の識別や情報の記録等をするために必要となるデータサーバーやバーコードリーダーの設置等に要する経費 エ 現地実態調査費 履歴情報の入出力、伝達、追跡等に係る取組状況等の確認に要する経費 オ 検証評価費 トレーサビリティ導入・普及に向けた課題及び改善策等の検証・評価等に要する経費	定 額		
3. 日本発の水産エコラベル普及推進事業費 (1) 日本発水産エコラベル認証規格国際標準化推進事業費 ア 我が国の漁業・養殖業形態に適用できる国際的に通用する水産エコラベル認証規格及び審査の手引き等の策定に要する経費 イ 規格・認証スキームの国際規格化を推進するための国際機関や諸外国の関係機関等との連携に要する経費 (2) 水産エコラベル認証普及推進事業費 ア 諸外国における認証制度や資源管理・漁場改善・水産物流通に係る実態調査に要する経費 イ アを踏まえた、水産エコラベルを活用した水産物消費拡大戦略の策定に要する経費 ウ 国内外におけるシンポジウムや研修会・講習会等の開催に要する経費 エ インターネット等を通じた国内外への情報発信に要する経費 オ 認証取得を目指す事業者へのコンサルティングの実施に要する経費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の30%を越える増減	
4. 水産物輸出拡大連携推進事業費 (1) 輸出バリューチェーン改善検討事業費 生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の拡大に取り組む協議会(以下「輸出拡大連携協議会」という。)による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等に要する経費 (2) 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業費 (1)で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等に要する経費 (3) 輸出バリューチェーン改善実証事業費 (1)で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出拡大連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組に要する経費	定 額 1 / 2 以内 1 / 2 以内	経費の欄に掲げる(1)の経費と(2)及び(3)の経費の相互間における増減	

8. 金融・漁協対策	1. 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費 漁業者等について漁業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）が平成 21 年度までに引き受けた保証に対し、基金協会が積み立てる求償権償却引当金等の費用の一部を助成する以下の事業に要する経費 ア 経営改善等支援事業（一般型） イ 漁業・地域維持対策事業 (2) 漁業運転資金融通円滑化対策事業費 基金協会が平成 21 年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部の助成に要する経費 (3) 管理運営事業費 中小漁業関連資金融通円滑化等事業を円滑に実施するために必要となる事業の管理運営に要する経費	定 額	経費の欄に掲げる（1）及び（2）の経費から（3）の経費の相互間における経費の増減	
	2. 漁協経営基盤強化促進事業費 漁協系統が取り組む合併等を促進するため、外部専門家を活用し合併等を目指す漁業協同組合（以下 2 において「漁協」という。）の合併等計画の策定等の支援、合併等漁協の事業改善計画の実行に必要な借入金に係る負担軽減等を行うのに要する次の経費 ア 漁協系統組織基盤強化促進事業費 (ア) 漁協系統組織再編促進事業費 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づく合併等により経営基盤強化を目指している漁協に対する、経営コンサルタント等の外部専門家による販売戦略の構築等を通じた県域の再編実施計画や合併等後の事業改善計画等の策定支援に要する経費 (イ) 認定漁業者育成支援事業費 認定漁業者等に対して県漁連等が実施する専門家を活用した改善計画の策定指導や実施方法の助言等に要する経費 イ 漁協事業改善促進事業費 (ア) 利子助成事業費 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づき合併等をした漁協が事業改善計画を実行するために必要となる借入金への利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 県域漁協系統が定める合併基本方針に基づき合併等をした漁協が事業改善計画を実行するために必要となる借入金への保証料助成に要する経費 ウ 漁協経営改善推進事業（後年度負担分） (ア) 利子助成事業費 漁協経営再建支援事業（平成 25 年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成 28 年度限り）により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 漁協経営再建支援事業（平成 25 年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成 28 年度限り）により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生するの保証料に対する保証料助成に要する経費 (ウ) 求償権償却経費助成事業費 中小漁業関連資金融通円滑化事業の漁協経営改革支援資金（平成 25 年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成 28 年度限り）の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成に要する経費 エ 管理運営事業費 アからウまでの事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の管理運営に要する経費	定 額 1 / 2 以内 定 額 定 額	経費の欄に掲げる（ア）及び（イ）の経費の相互間における経費の 30%を超える増減	
	3. 漁業者保証円滑化対策事業費 (1) 無保証人型漁業融資促進事業費 積極的な設備投資等を行う環境の整備や浜プランの実行を図るため、基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合		経費の欄に掲げる（1）から（4）までの経費の相互間における経費の増減	

	について基金協会への助成に要する経費 ア 設備資金に係る保証 イ 運転資金に係る保証 (2) 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業費 漁業者等について基金協会が平成 22 年度までに 引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対 し、漁業緊急保証対策保証支援事業及び漁業緊急保 証対策保証料助成事業の不足額の助成に要する経 費 (3) 漁業経営改善保証円滑化事業費 認定漁業者の設備投資後の負担を軽減し、その改 善計画の実現を促進するため、基金協会に支払う保 証料の助成に要する経費 (4) 保証基盤安定対策事業費 漁業経営に必要な資金の円滑な融通を行うため の保証業務を的確に実施し得る基金協会の体制を 整備するため、その基盤強化に向けた基金協会の合 併に必要な経費	1 / 2 2 / 5 定 額 定 額 1 / 2 以内		
9. 総合的な TPP 等 関連対策	1. 水産業競争力強化緊急事業費 民間団体等が水産業競争力強化緊急事業の助成に 充てるための基金（水産業競争力強化基金）を造成 するのに要する経費	定 額		

(注) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等に関し
ては、別添「水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について」によるものとする。
※浜の活力再生プラン推進事業費にあつては交付率とする。

別添（別表 1 関連）

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素毎に計算する必要がある。

$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$
--

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業の

ためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- (2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以

下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

３．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課 役職 ○○○○ 氏名 ○○○○ 時間外手当支給対象者か否か

日	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1																											A (8h) ○○検討会資料準備 B (5. 25h) ○○調査打ち合わせ
2																											A (8h) ○○検討会資料準備、検討会 C (2h) ○○調査打ち合わせ
3																											D (8h) 自主事業 B (2h) ○○調査打ち合わせ A (4h) 現地調査準備
4																											A (9. 6h) ○○調査現場調査
5																											A (8h) ○○検討会資料準備 D (6h) 自主事業
・																											
・																											
・																											
・																											
30																											
31																											
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印																		A：○○○○事業（本案件○○課） B：○○○○事業（本案件○○課） C：○○○○委託事業（○○課業務） D：自主事業						合計		A (○○h) B (○○h) C (○○h) D (○○h)	

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。）
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・事業の実施にあたり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別表 2 (第3、第10の関係)

区 分	経 費
1 水産資源回復対策事業 (1) 漁業協定等実施費補助金	国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業費
(2) 海洋水産資源開発費補助金	1 漁業資源調査等事業費 (1) 日本沿岸域鯨類調査事業費 (2) 我が国周辺水産資源調査・評価推進事業費 (3) 国際水産資源調査・評価推進事業費 2 鯨類捕獲調査円滑化等事業費
(3) 水産資源回復対策事業費補助金	1 水産資源回復対策推進指導費 E E Z内資源・漁獲管理体制強化事業費 2 水産資源回復対策推進事業費 (1) 水産増養殖等振興対策費 ア 水産増養殖等振興対策事業費 (ア) 栽培漁業総合推進事業費 (イ) さけ・ます資源回復推進事業費 さけ・ます種苗放流手法改良調査事業費 (ウ) 二枚貝資源緊急増殖対策事業費 (エ) 真珠養殖業等連携強化・成長展開事業費 (オ) 戦略的魚類養殖推進事業費 イ 内水面漁業振興対策事業費 (ア) 健全な内水面生態系復元等推進事業費 (イ) 鰻供給安定化事業費 (2) 漁場環境保全対策等事業費 ア 漁場油濁被害対策費 イ 漁場環境改善推進事業費
(4) さけ・ます漁業協力事業費補助金	さけ・ます漁業協力事業費
2 漁業経営安定対策事業 (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	1 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 2 漁協経営基盤強化促進事業費
(2) 漁業経営安定対策事業費補助金	1 漁業経営安定対策推進指導費 (1) 水産業改良普及事業対策費 ア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (ア) 福祉対策事業費 (イ) 漁業労働安全確保総合支援事業費 a 漁船安全対策推進事業費 b 遊漁安全対策推進事業費 (ウ) 漁業人材育成総合支援事業費 イ 漁船等環境保全・安全推進技術開発事業費 (ア) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 a 省力化技術導入実証事業費 b 小型漁船安全対策技術推進事業費 c 実証技術分析普及事業費 (2) 水産業体質強化等推進事業費 ア 水産業体質強化総合対策事業費 (ア) 漁場機能維持管理事業費 a 漁業安全情報伝達迅速化事業費 b 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費 c 沖縄漁業基金事業費 d 北方海域出漁者経営安定支援事業費 e 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (a) 大型クラゲ国際共同調査事業費 (b) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (3) 漁業者保証円滑化対策事業費 (4) 水産業競争力強化緊急事業費
3 漁村振興対策事業 (1) 水産物加工・流通等対策事業費補助金	1 水産物加工・流通等対策事業費 (1) 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業費 ア 水産加工・流通構造改善促進事業費 イ 魚食普及推進事業費 ウ 特定水産物供給平準化事業費 (2) 水産物輸出倍增環境整備対策事業費 ア H A C C P認定加速化支援事業費 イ 生産海域等モニタリング体制整備事業費 ウ トレーサビリティ導入実証事業費 (3) 日本発の水産エコラベル普及推進事業費 ア 日本発水産エコラベル認証規格国際標準化推進事業費

	イ 水産エコラベル認証普及推進事業費 (4) 水産物輸出拡大連携推進事業費
(2) 漁村振興対策事業費補助金	浜と企業の連携円滑化事業費
4 水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	浜の活力再生プラン推進事業費

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区 分	補 助 金	備 考
水産資源回復対策事業 漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源回復対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
漁業経営安定対策事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営安定対策事業費補助金	円	
漁村振興対策事業 水産物加工・流通等対策事業費補助金 漁村振興対策事業費補助金	円	
水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	円	
合 計		

- （注） 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあつては、課題提案書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）
なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。

7-4 (水産物輸出拡大連携推進事業の場合)

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 輸出バリューチェーン改善検討計画（又は実績）

--

2 輸出バリューチェーン改善システム等導入計画（又は実績）

--

3 輸出バリューチェーン改善実証計画（又は実績）

--

第3 経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
水産物加工・流通等対策事業費補助金				
水産物加工・流通等対策事業費補助金				
水産物輸出拡大連携推進事業費				
1 輸出バリューチェーン改善検討事業費				
2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業費				
3 輸出バリューチェーン改善実証事業費				
計				

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

ただし、事業実施主体ごとに取扱いが異なる場合は、事業実施主体ごとの取扱いがわかるように別業に資料を作成し添付すること。

第4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

第5 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減 (△)	備 考
国 庫 補 助 金				
自 己 負 担 金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減 (△)	備 考
水産物加工・流通等対策事業費補助金				
水産物加工・流通等対策事業費補助金				
水産物輸出拡大連携推進事業費				
1 輸出バリューチェーン改善検討事業費				
2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業費				
3 輸出バリューチェーン改善実証事業費				
計				

(注) 備考欄には、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を記載すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更承認申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。

記

（注）1 変更に伴い追加交付を申請する場合には、件名及び本文を以下のとおり置き換えること。

（1）様式の件名「平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更承認申請書」を、「平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更及び追加交付申請書」とする。

（2）本文中「事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。」を、「事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3－2号（第9関係）

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金支払請求書
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇
変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、水産関係民
間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）
第 14 の規定に基づき、下記のとおり請求する。

（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

- 1 支払請求額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）農林畜水産業関係補助金等交付規則第 4 条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の
決定の通知を受けた日から起算して 15 日）」内に、補助金支払請求書を提出するときは、
「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と
追記すること。

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金実績報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業協定等実施費補助金〇〇〇〇〇円、海洋水産資源開発費補助金〇〇〇〇〇円、水産資源回復対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、さけ・ます漁業協力事業費補助金〇〇〇〇〇円、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金〇〇〇〇〇円、漁業経営安定対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産物加工・流通等対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、漁村振興対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産業強化対策推進交付金〇〇〇〇〇円（の合計〇〇〇〇〇円）を請求する。）

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、事業別様式の第5収支精算の2支出の部の備考欄に交付を完了した年月日を記載すること。

3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し及び支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 〇〇〇〇 殿」と追記すること。

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金
の消費税仕入控除税額報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印のあるもの。）

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金基金造成完了報告書
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- 1 基金の名称
- 2 基金造成により実施する事業の内容
- 3 基金造成の収支決算
 - (1) 収入の部（補助金） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
 - (2) 支出の部（基金造成額） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 4 造成完了年月日

別記様式第9号（第17第4項関係）

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金国庫返納承認申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり国庫に返納したいので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第17第4項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- （1）返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- （2）その他参考となる資料を添付すること。

平成〇〇年度水産関係民間団体事業特許権等出願届出書
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

〇〇水〇第〇〇〇号（注）

平成〇〇年〇月〇〇日
開発課題

特 許
実用新案
意 匠
品種登録

上記の補助事業に関して、下記のとおり 意 匠 を出願しますので、水産関係民間団体

事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第
18 第 1 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 人 登 録 出 願	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 品 物	意 匠 登 録 人 出 願	発 明 者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よ み が な)	出 願 者	育 成 者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

平成〇〇年度水産関係民間団体事業補助金特許権等取得届出書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印
〇〇水〇第〇〇〇号（注）

平成〇〇年〇月〇〇日
開発課題

平成〇〇年〇月〇〇日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のもののうち、下記のとおり
特 許
実用新案 を取得しましたので、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8
り 意 匠
育成者権
日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 18 第 2 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	発 明 者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 （よ み が な）	出 願 者	育 成 者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

別記様式第 12 号（第 22 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度	平成 年度	農林水産省所管 水産関係民間団体事業補助金 (○○○○○○○○事業)
--------	------------	--

取 得 財 産 の 内 容			負 担 区 分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
財 産 名	取 得 年 月 日	取 得 金 額	国 庫 補助金	事 業 実 施 主 体	その他	耐 用 年 数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
合 計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。